

亀山市告示第 2 1 7 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供する。

平成 2 8 年 1 0 月 3 1 日

亀山市長 櫻 井 義 之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1 1 1 0 8
- 3 路線名 徳原 1 2 号線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	
			最小	最大
川崎町字野畑 4 7 5 0 番 1 地先から川崎町字 野畑 4 7 5 7 番地先ま で	旧	6 . 0 0	最小	4 . 1 9
			最大	4 . 1 9
	新	6 . 0 0	最小	6 . 0 0
			最大	6 . 0 0